決議VI. 18 ラムサール湿地保全賞の設立

- 1. 過去25年間にわたりこの条約が湿地の保全及び賢明な利用の促進を達成してきた事項、そしてその達成のために多くの個人、機関、政府が多大な貢献をしてきたことに留意し、
- 2. さらに将来この条約の目的のためにより大きく継続的な支援を促すため、そういった貢献を認識し栄誉を称える必要性を重ねて留意し、

締約国会議は、

- 3. 『ラムサール湿地保全賞』を設立することを決定する。
- 4. この決定に係る財政面を考慮し、下記原則に配慮しながら賞の運営について検討するよう常設委員会に要請する。
- (a) 当該賞は3年に一度の通常の締約国会議の際に贈呈されるものとする。
- (b) 当該賞の推薦は事務局長に提出し、選定は常設委員会が行うものとする。
- (c) 候補者は個人、団体、または政府機関とする。
- 5. 可能であれば1999年開催の第7回締約国会議において第1回保全賞贈呈を行い、それができない場合には第7回会議において報告をおこなうことを常設委員会に要請する。

決議VI. 19 教育と普及啓発

- 1. 湿地は人類に広範な利益をもたらす一方、その価値は保全全般についても、経済的なものについても、政策決定者、土地所有者、地域社会の指導者、一般に効果的に伝わっているとは言えず、湿地保全を支えるための特別な「教育と普及啓発(EPA)」プログラムも、各国レベルでも国際レベルでも、少数しか企画されていないことに留意し、
- 2. 湿地、その生物多様性、湿地から人間にもたらされる利益を保全する試みを提唱しても、広範な人々の参加なしではその成功は困難であろうことを憂慮し、
- 3. 教育と普及啓発プログラムは、成功をおさめ持続可能な湿地管理に不可欠な手段であり、湿地に対する否定的な態度を打破する重要な道具であることを認識し、
- 4. 湿地の教育と普及啓発プログラムの企画や実施に関わる人々は孤立してしまうことがしばしばあり、そのため、経験をわかち合いお互いに学習する機会が制限されてしまっていることを意識し、
- 5. これに対する手段として、国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)によってすでに「教育と普及啓発に関する専門家グループ」が設立されており、英国の「野禽湿地トラスト(WWT)」が調整役を果たし、WWTの「湿地連携国際プログラム(Wetland Link International Programme)」と統合が図られていること、この専門家グループが世界中の同じ目的を持つ個人や機関との連携を確立していることを想起し、
- 6. 連携をさらに進め、そういったプログラムを進展させることの重要性と、また条約の戦略計画の要素を実施するために、教育と普及啓発に取り組む団体間のさらなる強調の必要性を認識し、

締約国会議は、

7. 条約の1997-2002年戦略計画を効果的に実践するためには、教育と普及啓発の協同プログラムが地方